

## 教育研究助成金給付要綱

公益財団法人鶴虎太郎奨学会

(総則)

第1条 本会は、公益財団法人鶴虎奨学会定款第4条第2号に規定する事業として、教育指導に関する研究を行う者に対する助成金の給付事業を、この要綱の定めにより、公募により行う。

(給付対象者)

第2条 前条に規定する事業の助成金の給付の対象となる者は、広島県内の教育機関(以下「学校等」という。)に在籍する者であり、かつ教育実践に関する研究、学校の管理・運営に関する研究をしようとする者とする。

(給付対象とする教育研究の内容)

第3条 第1条に規程する事業の助成金の給付対象となる教育研究の内容は、学校等における教育実践導研究、管理運営等に関する研究で、次のとおりとする。

- ①教科教育 ②道徳教育 ③特別活動 ④幼児教育 ⑤社会教育・生涯学習 ⑥学校の管理・運営
- ⑦その他学校等における教育研究

(給付期間及び給付額)

第4条 助成期間は、給付年度の1年間とする。

2 給付額は、研究テーマ1件について20万円以内とする。

3 給付総額は、年度予算の範囲内とし、給付件数等は予算編成時に別に定める。

(給付の申請)

第5条 助成金給付希望者は、本会の教育研究助成金給付募集要項に基づき申請を行うものとする。

(給付対象者の選考)

第6条 助成金給付対象者は、前条において公募に応じた者の中から、応募締切後2ヶ月以内に、本会の助成金給付選考委員会で選考する。

(給付対象者の決定と決定通知)

第7条 理事長は、応募締切後2ヶ月以内に、助成金給付選考委員長から選考結果の諮問を受け、給付対象者を決定する。

2 理事長は、助成金給付対象者決定後、採否並びに給付額を所属機関の長を経て本人に通知し、速やかに助成金の給付を行う。

(実績報告)

第8条 助成金の給付を受けた者は、当該年度末までに「実績報告書」を本会に提出しなければならない。なお、この報告は、公開されるものとする。

(助成金の返還)

第9条 助成金の給付後、定款及び本要綱の趣旨に著しく違反していることが判明した場合、理事長は助成金の一部又は全額の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、助成金給付に必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。